

駐車施策の最近の動きについて

国土交通省 都市局
街路交通施設課
平成28年 2月17日

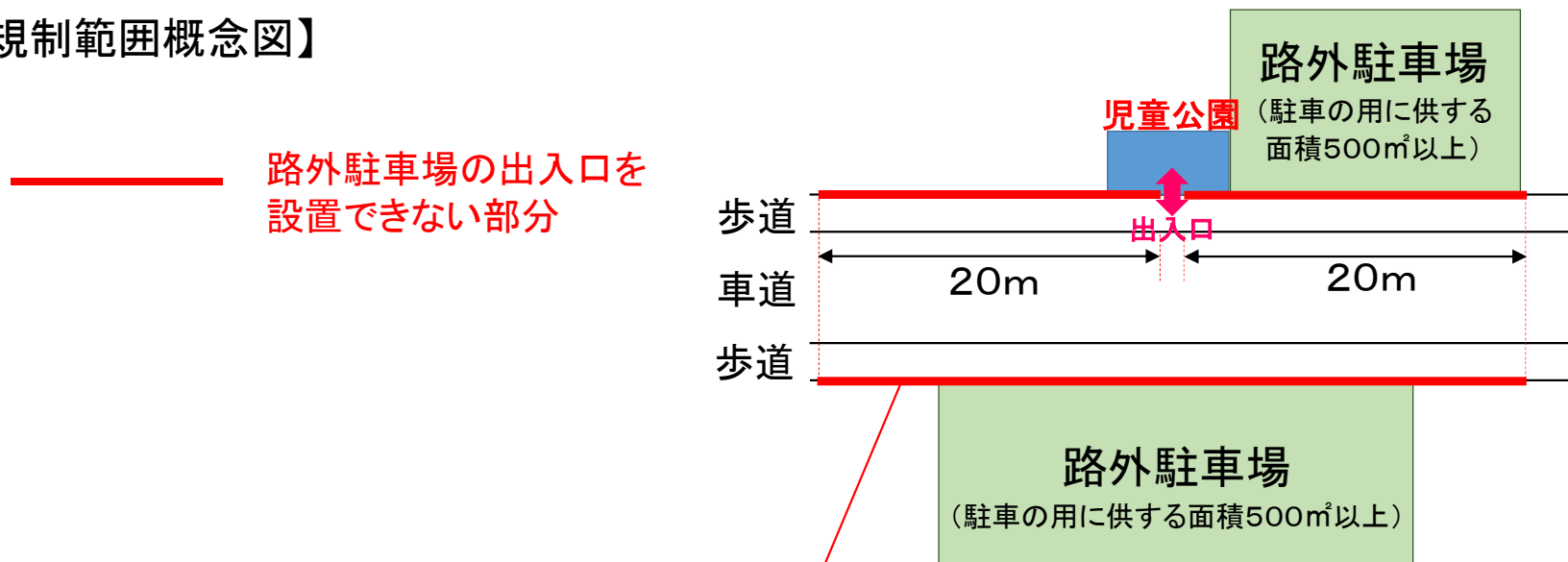
1. 機械式駐車装置の新しい大臣認定制度
2. 路外駐車場の換気基準に関する見直し
3. 駐車場法施行令における児童公園の取扱い
4. 観光バスの駐車対策

3. 駐車場法施行令における児童公園の取扱い

児童公園出入口と路外駐車場出入口の距離に関する事項

○ 自動車の駐車のために供する部分の面積が500m²以上の路外駐車場の出入口は、児童公園の出入口から20m以内の部分には設けてはならないこととされているが、この「児童公園」の範囲の明確化について、ご要望をいただいたところ。

【規制範囲概念図】



(注意) 歩道に柵が設置されている場合又は車道に中央分離帯がある場合は設置が可能

■ 駐車場法施行令(抄)

(自動車の出口及び入口に関する技術的基準)

第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口(路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路(道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。)の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。)及び入口(路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。)に関するものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。

(略)

ハ 幼稚園、小学校、義務教育学校※、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、**児童公園**、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分(当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。)(※義務教育学校は、平成28年4月1日から施行)

(以下、略)

児童公園の取扱いについて

○ 駐車場法施行令第7条第1項第1号ハにおける児童公園の解釈については、もっぱら児童の利用に供することを目的とする公園とする。

■ 解説

- ・ 本規定は、交通道德について判断能力を欠く児童の集中する施設付近において、児童を保護するという趣旨により設けられた規定である。
- ・ このため、広く一般住民の利用に供することを目的とする公園については、必ずしも児童が集中する施設であると言えないことから、駐車場法施行令第7条第1項第1号ハにおける「児童公園」に該当しないものと解釈することが適当である。
- ・ なお、広く一般住民の利用に供することを目的とする公園については、児童の利用も想定されていることから、路外駐車場の出入口の設置に当たっては、可能な限り、当該公園の出入口から離れた場所に設けることが望ましい。
- ・ 個別の公園の該当性については、公園の設置目的に鑑み、各自治体において適切に判断されたい。

児童公園に該当すると考えられる例

○ 都市公園法施行令の一部を改正する政令(平成5年政令第235号)による改正前の都市公園法施行令第2条第1項第2号に規定する児童公園は、もっぱら児童の利用に供することを目的とする都市公園であると定義されていることから、駐車場法施行令第7条第1項第1号ハにおける「児童公園」に該当するものと解釈することが適当である。



【参考】改正前の都市公園法施行令(抄)

(地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準)

第二条 地方公共団体が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて当該市町村又は都道府県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

一 もっぱら児童の利用に供することを目的とする都市公園(以下「児童公園」という。)は、誘致距離の標準を二百五十メートルとして配置し、その敷地面積は、〇・二五ヘクタールを標準として定めること。

(以下、略)

児童公園に該当しないと考えられる例

○ 設置目的に照らして、もっぱら児童の利用に供することを目的とする公園に該当しない場合には、駐車場法施行令第7条第1項第1号ハにおける「児童公園」に該当しないものと解釈することが適当である。

